

## 「いじめ再調査に係る再発防止策等検討会」における主な委員発言

所掌事務(2)「重大事態が発生した後の学校等の対応」及び(3)「いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方」について

## (第1回検討会)

- ・ いじめの重大事態の調査については、文科省のガイドラインの中で、再発防止が目的であること、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないということが説明されている。何のために調査を行っているのかについてどう共通理解していくかも重要な論点となる。
- ・ 学校における基本調査報告に強い不満を持たれることが多いので、基本調査報告のあり方も議論したい。
- ・ いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等について、より具体的な調査方法等について、検討会で提言することも必要ではないか。